

協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 4 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

協同組合検査規程の一部を改正する訓令

協同組合検査規程（平成 13 年岩手県訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、<u>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条の規定により組合等の業務又は会計の状況について行う検査（以下「検査」という。）</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>農業協同組合法第 93 条第 2 項に規定する子会社等及び水産業協同組合法第 122 条第 3 項に規定する子会社並びに農業協同組合法第 11 条の 9 第 1 項第 4 号に規定する共済代理店（以下「共済代理店」という。）</u>（以下これらを「子会社」と総称する。）</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 検査に際しては、<u>監事（子会社にあつては、監査役。以下同じ。）又はこれに代わる者の立会いを得るようにしなければならない。</u>ただし、監事又はこれに代わる者を置いていない共済代理店については、この限りでない。</p> <p>(検査講評)</p> <p>第 17 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>子会社</u>に対する検査に係る講評については、必要に応じ、行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、<u>農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 94 条、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 123 条、農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 117 条第 1 項から第 5 項まで、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 111 条、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 52 条の 54（農業協同組合法第 92 条の 4 第 1 項及び水産業協同組合法第 121 条の 4 第 1 項において準用する場合に限る。）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）第 8 条の規定により組合等の業務又は会計の状況について行う検査（以下「検査」という。）</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>農業協同組合法第 93 条第 2 項に規定する子会社等、信用事業受託者及び共済代理店、森林組合法第 110 条第 2 項に規定する子会社等並びに水産業協同組合法第 122 条第 2 項に規定する子法人等及び信用事業受託者</u>（以下これらを「子会社等」と総称する。）</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 検査に際しては、<u>監事（子会社等にあつては監査役、受託者にあつては監事又は監査役をいう。以下同じ。）又はこれに代わる者の立会いを得るようにしなければならない。</u>ただし、監事又はこれに代わる者を置いていない<u>信用事業受託者及び共済代理店</u>については、この限りでない。</p> <p>(検査講評)</p> <p>第 17 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>子会社等</u>に対する検査に係る講評については、必要に応じ、行うものとする。</p>

(検査結果の報告) 第 18 条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、 <u>子会社</u> に対する検査に係る検査報告書については、必要に応じ、作成し、及び提出するものとする。	(検査結果の報告) 第 18 条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、 <u>子会社等</u> に対する検査に係る検査報告書については、必要に応じ、作成し、及び提出するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。